緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼動中止を求める

3.16院内集会・署名提出・政府交渉に結集を

3月16日(水)参議院議員会館 B107会議室 集合 12時 参議院議員会館ロビー(通行証配布)

12:30~ 院内集会 13:00~ 署名提出 • 政府交渉

1 1 時~署名集約作業1 3 時~署名提出・政府交渉1 2 時~参加者集合(ロビー)1 5 時~参加者意見交換1 2 時 30 分院内集会開始1 6 時終了

全国署名を拡大し、政府に省令改定撤回を迫ろう

原子力規制委員会と厚生労働省の省令改定・公布に抗議し、撤回を求めます

政府は、原発再稼動の一環として、原発重大事故発生時の緊急時作業被ばく限度を現行の 100 ミリシーベルト (mSv) から 250mSv に引き上げるなどの省令・指針改定を強行しました。

昨年8月31日、原子力規制委員会と厚生労働省は緊急時被ばく限度引上げ等に係る原子炉等規制法関連 法令、電離放射線障害防止規則等の改定を公布し、電力会社の対応指導など4月1日施行を目指しています。

 $250 \,\mathrm{mSv}$ は広島原爆の爆心から 1. $7 \,\mathrm{km}$ での遮蔽なし直接被ばくに相当する危険な被ばく線量です。 $250 \,\mathrm{mSv}$ 以下の被ばくであっても労働者に急性症状を含む健康被害を及ぼします。しかし、政府は「重篤でない」とそれを切り捨て、労働者の被ばくを強要しています。

福島事故の緊急作業従事者の検査では、今後白内障が生じる可能性を示唆する結果が報告されています。 緊急時作業の被ばく限度の引き上げは、原発再稼働を優先させ、憲法に保障された労働者の人権、労働者 保護の法体系、「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」第3条等のすべてを無視・蹂躙するものであり、 絶対に容認できません。

3月16日には、10万を超える署名を追加提出し、省令・指針改定に抗議し、あくまで撤回を要求します。 この行動に各地からの結集を呼びかけます。

全国署名、12月末で累計11万5千筆 更なる拡大を!

昨年 11 月 20 日に第 2 次署名提出・政府交渉を行い、鹿児島、長崎、島根、愛媛、大阪、兵庫、奈良、福島をはじめ各地から寄せられた 5 万 1 8 1 7 筆(累計 5 万 6 1 3 9 筆)を提出し、省令改定強行に抗議し、撤回を求めました。撤回を引き出すことまではできませんでしたが、いくつか問題点を明らかにでき、押し込むこともできました。

その後、「緊急時作業被ばく限度引き上げ中止、原発再稼動中止を求める全国署名」はさらに、九州、広島、 兵庫、奈良をはじめ各地に拡大し、昨年12月末で約11万5千筆の署名が寄せられています。署名の呼びか け・賛同に128の団体が結集しています。

さらに署名を拡大し、政府に即刻、緊急時作業被ばく限度引き上げお省令改定の撤回、原発再稼動中止を 迫りましょう。

川内・高浜再稼動抗議! 伊方再稼働を許すな! 全国の再稼働審査中止を!

政府は、「チェルノブイリ原発重大事故にもかかわらず原発を推進し、福島原発事故を招いた責任」を省みず、重大事故が起きることをあからさまに前提として、国民の多数が原発再稼動に反対しているにもかかわらず、原発の再稼動を進めようとしています。11月20日の政府交渉で原子力規制庁は再稼働を検討する部署ではないと責任を回避しました。3月16日の政府交渉では、責任ある回答を行う省庁の出席を求め、再稼動に抗議し、川内原発、高浜原発の運転中止、全ての原発の再稼動審査の中止を求めます。

連絡先 原子力資料情報室 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B Tel: 03-3357-3800 ヒパク反対キャンペーン 兵庫県姫路市安富町皆河1074 建部暹 Tel&Fax: 0790-66-3084

当日 参議院議員会館 福島みずほ参議院議員事務所 Tel 03-6550-1111